

経済産業省政策評価基本計画

1. 経済産業省政策評価基本計画の位置付け

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）の第6条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定、平成19年3月30日一部変更、平成22年5月25日一部変更。）を踏まえて、経済産業省政策評価基本計画（以下「基本計画」という。）を以下のとおり定める。

2. 計画期間

平成23年度から平成25年度までの3年間とする。

3. 政策評価に関する基本的な方針

（1）基本的な考え方

政策評価の実施を通じて、国民に対して経済産業省の政策の目標、政策の内容と実施状況を体系的に分かりやすく明らかにし、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすとともに、適切な政策目標の設定や政策目標の達成に最適な政策手段の選択が行われているか、政策の実施が効率的かつ効果的な方法で行われているか等を自らが点検することにより、政策の質の改善や不断の見直しにつなげていく。

（2）政策評価の実施方法

政策評価の実施に当たっては、経済産業省の行政分野全般について政策体系を明らかにする（政策評価に係る政策体系は別紙のとおり）。

この際、特定の行政課題に対応するために目標を掲げ、その実現へ向けて財政措置や法令等に基づいて行う行政活動を一定のまとまりとして政策の評価を行うとともに、個別に事業レベルでの評価（事業評価）を行うこととする。事業レベルでの評価は、行政事業レビュー（平成22年3月11日行政刷新会議）と十分な連携を図り、効率的に行うこととする。

具体的な評価の実施に当たっては、行政活動の結果もたらされる国民生活や経済社会の変化（アウトカム）に着目して目標を設定し、その実現へ向けた具体的な取組や実施期間、最終的な実績・成果等を総合的に勘案して目標の達成度合いを評価する実績評価を行うことを基本とする。

なお、研究開発事業の評価については「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）及びこれを踏まえて別途定める「経済産業省技術評価指針」に従い、「技術戦略マップ」を効果的に活用しながら、評価を行う。

4. 評価の観点に関する事項

政策評価の実施は、評価の対象とする政策の特性に応じて、主として必要性、効率性

及び有効性の観点から行う。

ア. 必要性

政策目標が、国民や社会のニーズ及び経済産業省の果たすべき役割に照らして妥当性を有していること、政策課題が民間活動のみでは改善できないものであって、行政が関与することにより改善できるもの、地方公共団体ではなく国が関与することにより改善できるものであることを明らかにする。

イ. 効率性

政策に投じられる費用に見合った効果が得られるか、期待される成果が最小の費用で得られているか、同一の費用で最大の成果が得られているか、といった費用対効果について明らかにする。

ウ. 有効性

政策の対象となる事象について客観的な事実やデータに基づいた分析を行った上で政策課題を抽出し、これから講じようとする政策又は講じた政策が、当該政策課題を解決するに当たって最も有効かつ最適な方策であることを明らかにする。

エ. その他の観点

上記のほか、政策の特性に応じて、公平性などの観点を加味して評価を行う。

5. 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、政策を実施することにより達成しようとする社会や経済の状態（いわゆる「アウトカム」）について、可能な限り定量的な目標の設定を行い、その把握を行うことを基本とする。

なお、アウトカムに関する目標は、経済社会環境の変化等、行政機関がコントロールできない外部要因の影響を受けることも多く、達成の度合いのうちどの程度を行政機関に帰することができるかを判断することは必ずしも容易でないことに留意する。

6. 事前評価の実施に関する事項

原則として、法第9条及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」第三条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事業評価を実施する。

7. 事後評価の実施に関する事項

経済産業省の政策体系に掲げる政策について、成果目標及び目標達成度を把握するための指標を設定し、原則として毎年度、成果目標の達成に向けた進捗状況又は達成度合について実績評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において明らかにする。

また、「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成

22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承)に基づき事後評価を実施する。

8. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価に当たっては、政策立案・遂行能力を向上し、政策の質を高めるとともに、適切な説明責任を果たしていく観点から、省外の高い識見や知識を有する学識経験者の力を得て評価を実施するものとする。

9. 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。

10. 情報の公表に関する事項

政策評価の内容や結果、反映状況については、適時に公表する。なお、評価の際に使用したデータ、仮説、外部要因等についても明らかにする。

国民が容易に情報を入手できるよう配慮し、公表は、原則として経済産業省ホームページにおいて行う。

11. 政策評価の実施体制に関する事項

(1) 一体的取組のための体制

経済産業省としての一体的な取組を確保するため、大臣官房秘書課、総務課、会計課、政策評価広報課が、過去の政策の結果から得られる教訓や客観的事実、データに基づいた政策の企画立案が適切に行われるよう連携し、政策評価広報課が政策評価全般についての中心的役割を果たすこととする。

(2) 政策評価推進のための措置

- ① 政策評価広報課は、事前評価書及び事後評価書をデータベースに保存し、毎年度、更新する。
- ② 政策評価広報課は、省内外の優良評価事例、諸外国や OECD における先進事例や知見などを収集するとともに、効果の高い評価手法の開発に努め、これらの成果を省内に普及する。
- ③ 政策評価広報課は、大臣官房秘書課などの協力を得て、政策評価に関する最新の知見や情報を職員に普及するための研修を企画・実施する。

12. その他

政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。

政策評価に係る政策体系

